

平成26年6月24日

2・3学年保護者 各位

武南高等学校
校長 田部井 功

就学支援金に係る平成26年度第2期以降の加算支給に関する申請について（お知らせ）

高等学校等就学支援金に係る平成26年度第2期以降（7月以降）の加算支給に関する申請の受付を行います。
加算支給の対象となる生徒は、下記のとおり期限までに申請書類を提出してください。

記

1 加算支給の対象となる生徒

平成26年度市町村民税所得割額が下記の【基準Ⅰ】または【基準Ⅱ】に該当する世帯の生徒

【基準Ⅰ】 非課税世帯

【基準Ⅱ】 18,900円に①、②の合計を加えた額未満の世帯

① 16歳未満の扶養親族の数×21,300円

② 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

※【基準Ⅱ】については、裏面の【基準額早見表】をご参照ください。

※市町村民税所得割額は、保護者（親権者）全員分を合算した額となります。

※扶養親族数は税法上の扶養親族数であり、税額は税額控除後の額となります。

2 申請書類

高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書

※記入にあたっては、裏面をご覧ください。

健康保険証の写し（扶養親族全員）

平成26年度の「市町村民税所得割額」及び「扶養親族数」が記載されている
市区町村発行の証明書（原本）

例）課税証明書、所得証明書等

※保護者（親権者）全員分の証明書が必要です。配偶者が非課税の場合でも提出してください。

チェックシート

3 提出期限

平成26年7月10日（木） 期限厳守

4 提出先

事務室窓口 平日 9:00～16:00

土曜日 9:00～13:00

5 問い合わせ

事務室（担当 長戸） TEL 048-441-6948（代）

【注意】

- ・昨年度加算支給の対象となっていた2・3年生は、平成26年度の第1期（4月～6月）分については、昨年度より継続して支給されます。
- ・証明書の16歳未満の扶養親族数について、記載の有無が市区町村によって異なりますので、扶養親族数が記載されている証明書を必ず取得してください。記載されていない場合は、市区町村の窓口にお尋ねください。（実際に扶養している人数と証明書内の扶養人数が一致しているか確認のうえ、提出してください。）
- ・加算分は、提出が遅れた場合、遡及して支給されませんので必ず期限までに提出してください。
- ・年度途中に保護者の死亡、失職、離婚等による保護者の変更があり、加算支給の対象となった場合または対象から外れた場合は、事務室へ必ず申し出てください。
- ・特待生（準特待生・特待生Bを除く）は、対象となりません。

【基準額早見表】

19歳の扶養親族の数※1 (H7. 1. 2以降生まれ)			基準額 (市町村民税所得割額)
	うち16歳未満 (H10. 1. 2以降生まれ)	うち16歳以上19歳未満 (H7. 1. 2～H10. 1. 1生まれ)	
0人※2	0人	0人	18,900円未満
1人	0人	1人	30,000円未満
	1人	0人	40,200円未満
2人	0人	2人	41,100円未満
	1人	1人	51,300円未満
	2人	0人	61,500円未満
3人	0人	3人	52,200円未満
	1人	2人	62,400円未満
	2人	1人	72,600円未満
	3人	0人	82,800円未満

※1 H25. 1. 1～H25. 12. 31に死亡した扶養親族も含む (年齢は死亡の日時点)

※2 生徒本人を扶養していない場合

【高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書【確認事項】の記入について】

1. 加算支給の届出区分は、7月～3月を選択してください。

7月～3月 ※当該年度の課税証明書等

2. の (1) 理由欄の記入例 (保護者が1人の場合)

平成〇年〇月〇日に【離婚、死別等】したことにより、親権者は母親【続柄】である〇〇〇〇 (保護者氏名) のみであるため。

3. の欄に保護者の氏名、続柄を記入してください。

【参考】加算支給額 (月額)

基準	加算額 (月額)
基準Ⅰ	9,900円
基準Ⅱ	4,950円

※一律に支給される9,900円 (月額) は、毎月の授業料に充当しています。